

福島第一原子力発電所の汚染水流出問題への緊急対策を求める意見書

福島第一原子力発電所において放射能で汚染された大量の水が流出している問題について、東京電力株式会社は、流出したストロンチウム90の量は10兆ベクレル、セシウム137の量は20兆ベクレルにも上るという試算を今年8月に発表し、原子力規制委員会も問題の深刻さを示す国際原子力事象評価尺度をレベル3（重大な異常事象）とする決定を行うなど深刻な事態が続いている。

このような状況の中、政府は、9月3日に汚染水問題に関する基本方針を取りまとめるとともに、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議を設置するなどの体制の整備及び強化を行っているところであり、問題の抜本解決に向けた取組を確実に実行し、対策に万全を期することが強く求められている。

よって、国におかれでは、現在の深刻である事態から抜け出し、汚染水を確実に制御できるようにするために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 事態が深刻であるという認識の下、汚染水を始めとする事故対策を抜本的に改めること。
- 2 事故対策については政府が全責任を負うという立場で、東京電力株式会社にあらゆる手立てを講じさせるとともに資料を積極的に公開させ、専門的英知を結集して地下水構造の調査及び解明並びに対策の技術的検証を行うこと。
- 3 原子力規制委員会は、国民の安全を最優先し、総力を挙げてその安全の確保を図るために必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月3日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

経済産業大臣

環境大臣

原子力防災担当大臣

福島原発事故再生総括担当大臣